

新規掲載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発1129第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発1129第2号」 適用日 令和元年12月1日

| 検査項目名 (医療機器) | 実施料 | 判断料 | 診療報酬点数表区分 | 備考 |
|---|-------|----------------|---------------------------------------|--|
| シークエンサーシステムを用いたNTRK融合遺伝子検査 (Foundation One CDx がんゲノムプロファイル) | 5000点 | 血液学的検査 125点 | 「D006-4」 遺伝学的検査 「2」処理が 複雑なもの | (9) 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてNTRK融合遺伝子検査を実施する場合にあっては、患者1人につき1回に限り算定する。この場合、遺伝学的検査「2」処理が複雑なものの所定点数を準用して算定することとし、注の規定及び(1)～(7)の規定は適用しない。 (10) シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に、包括的なゲノムプロファイルを併せて取得している場合には、包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく、目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供すること。また、その場合においては、目的以外の遺伝子の変異にかかる検査結果については患者の治療方針の決定等には用いないこと。 |

※ 現時点では、検査受託することはできません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。